

# 国土交通省におけるアスベスト問題への対応

## 資料4

### 被害の拡大防止

- (1) 建築物の解体現場等における措置  
建設業等における関係法令の遵守を徹底  
都道府県を通じて、解体工事を行う者へアス  
ベストの取扱について注意喚起を実施  
(7月14日以降、順次通知)
- (2) 既存建築物等における措置  
・社会資本整備審議会にアスベスト対策部会  
を設置し、下記について、早期に検討。(10  
月12日第2回開催)  
建築基準法令におけるアスベスト建材の規  
制のあり方  
小規模建築物等の調査・対策の方針 等  
・不特定多数の者が利用する既存の民間建  
築物のアスベスト対策に関する支援を要求
- (3) 建設業者への法令遵守をより一層徹底す  
るため建設業界における行動計画の作成  
(8月1日通知、9月29日概要公表)
- (4) アスベストの適正処理費用の情報提供(8  
月26日公表、8月31日関係省庁及び関係  
団体に通知)

### 国民の不安への対応

#### 国民への積極的な情報提供

- ・健康被害等の調査結果については、運輸関連  
企業のうち造船業が7月21日公表。その他が  
8月26日公表。建設業については10月28日  
公表。
- ・不動産関係団体を通じ、不動産業者に対し購  
入者への情報提供を指導(9月29日通知)

### 過去の被害への対応

- (1) 関係業界に対し、労災補償制度、健康管理手  
帳制度等の周知を実施。(7月22日以降、順次  
通知)
- (2) 船員だった人への対応として、アスベストによ  
る疾病に関する「船員保険の職務上の給付」の  
周知徹底、健康管理制度(無料健康診断を含む)  
を導入。(10月28日公表)

### 実態把握の強化

民間建築物、公共住宅、国の機関の建築物に  
おける吹付けアスベストの使用実態等について、  
調査結果を公表(9月29日、10月28日に中間  
結果発表)